

岐阜県介護事業所等に対するサービス継続支援補助金に関するQ & A

令和8年8月13日修正

＜補助金の交付対象について＞

1	開設者が市町村等の場合も対象となるか。	対象となります。
2	休止中の施設等は交付の対象に含まれるか。	申請時に休止中の施設等は対象となりません。
3	介護予防サービスは補助対象に含まれるか。	対象外となります。
4	介護予防・日常生活支援総合事業を実施する事業所は含まれるか。	対象外となります。
5	基準該当サービス等は含まれるか。	対象外となります。
6	医療機関のみなし指定の事業所は含まれますか。	令和7年9月提供分以降に介護報酬の請求がある場合は対象となります。
7	訪問介護および通所介護事業所の規模はどのように判断するか。	令和7年4月から令和7年9月までのサービス提供分の6ヶ月の平均（実際の請求情報）により判断します。 なお、新規で開設した事業所や合併等については開設後からの請求実績により判断してください。（実績等の根拠資料を提出していただきます。）
8	事業所規模を算出する際に介護予防や総合事業を含めてよいか。	介護予防や総合事業の利用者数は対象外となります。訪問介護、通所介護のみのサービス利用者数としてください。
9	近いうちに施設等を廃止する予定ですが、交付の対象となりますか。	休止又は廃止予定の施設等は対象となりません。（災害その他やむを得ない事由によるものは除く。）
10	開設者が県外の法人でも交付の対象となりますか。	事業所等の所在地が岐阜県内であれば対象となります。

＜対象経費について＞

1	補助対象経費を具体的に知りたい。	実施要綱別添に記載しておりますが、交付要綱及び実施要綱の目的に反しないものであれば対象となります。 個別の商品についての可否については、問い合わせをいただいてもご回答できませんので、目的等に照らしてご判断ください。 ただし、申請いただいた内容に疑義があれば、審査の過程で確認したり、対象外とみなすことがあります。
2	支払いを証明する書類等は提出する必要があるか。	申請時は不要ですが、実績報告時に領収書等を提出する必要があります。 領収証等が確認できない場合、対象経費に含めることはできません。領収証がない場合、銀行の振込書など金額等が確認できる書類が必要となります。
3	いつから購入したものが対象になるか。またいつまでに購入したものが対象になるか。	当補助金に係る県の補正予算成立日（令和7年12月18日）以降に購入したものが対象です。また、実績報告書提出までに納品され、支払を完了したものが対象となります。
4	消費税は対象経費に含めるのか。	消費税は対象外となるため、税抜金額を記載してください。
5	購入する物品に制限はあるか。	取得費用が50万円以上になるなど財産処分制限の対象となる備品等の購入は認められません。
6	自動車の燃料費は対象となるか。	ガソリン給油時のレシート等により確認ができるものは対象となります。 交通費としてガソリン代を職員に支給した手当等は対象外です。
7	リース契約は対象となるか。	本補助金は物品購入に係る補助事業であるため、リースは対象外となります。
8	複数の事業所分を法人としてまとめて払っているがどうすればよいのか。	法人で複数の事業所分をまとめて支払っている場合は、各事業所の負担額が分かるよう、合理的な方法により按分して計上してください。 実績報告の際は、合算した領収書等の写しに各事業所の負担額が分かるようにメモ書き等を付したうえで提出してください。

9	1つの物品を複数の事業所で按分して計上してよいか。	可能です。上の問いと同様に、各事業所ごとに合理的な方法で按分して計上してください。
9	送料や振込手数料は対象となるか。	対象外となります。
10	申請時に計画していた物品と異なる物品を購入することは可能か。	申請時に予定していた物品と異なる物品を購入することは可能ですが、原則として、当初予定していた物品と同一の用途・機能を有する物品への変更に限ります。 例えば、同等品への変更や型番変更、型落ち品への変更などは差し支えありません。一方で、当初申請した物品とは用途や機能が大きく異なる物品への変更は認められません。 なお、変更後の物品についても、実績報告時に購入及び支払を確認できる書類を提出してください。
11	他の補助金を受けている場合でも申請できますか。	他制度との併用は可能ですが、同一経費に対する重複補助は認められません。

＜申請方法について＞

1	申請はどのようにすればいいですか。	申請フォームよりオンライン申請してください。 ただし、やむを得ない場合については申請様式を郵送してください。
2	F A X や電子メールでの申請はできますか。	F A X や電子メールでの申請はできません。
3	申請の受付期間はいつまでですか。	令和8年8月10日（月）～令和8年9月4日（金）までです。 （郵送の場合、令和8年9月4日（金）当日消印有効）
4	複数の介護施設等を運営している場合、施設ごとの申請ですか、それとも法人でまとめて申請ですか。	法人単位で申請してください。 すべての施設等を申請フォームに記入ください。
5	施設等の開設者と、実際の運営主体が異なる場合、どちらから申請すればよいですか。	原則、開設者より申請してください。 ただし、市町村等が開設者で指定管理を行っている施設等については、指定管理先の運営主体から申請することも可能です。
6	インターネットバンキングを利用しており、通帳の写しを提出することができないがどうしたらよいですか。	口座名義及び口座番号が確認できる画面のコピーや画像を提出してください。
7	空床型の短期入所生活介護については、補助金の対象となりますか。	空床型の短期入所生活介護は、補助金の対象となりません。本体施設の定員と重複するためです。 一方で、併設型や単独型は補助金の対象となります。 各施設においてサービス提供形態を確認したうえで申請してください。
8	同一施設内で従来型とユニット型がある場合、それぞれの定員ごとに2行に分けて申請すればよいですか。	同一の施設で従来型とユニット型がある場合は、それぞれ記入してください。

＜補助金の交付等について＞

1	補助金の交付はいつ頃になりますか。	実績報告書（令和8年12月以降予定）の提出を受けてから審査後に交付します。
2	不交付となることはありますか。	交付要綱に規定する要件を満たさない場合のほか、申請に不備があった際に期日までに修正依頼に応じない場合や、受付期間を過ぎてから申請された場合等は不交付となります。
3	申請書類の申請状況等を確認したいがどうしたらよいですか。	オンライン申請の場合は、申請フォームのマイページにて状況が確認できます。審査の過程で、確認や補正をお願いする場合は、事務局から連絡いたします。